

○丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付要綱

令和2年8月21日

要綱第48号

改正 令和3年3月31日要綱第27号

令和4年6月28日要綱第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症又は電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響等を受けている子育て世帯の生活を支援するために、子ども及びその保護者を対象に、食事の提供や居場所づくりを行う者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、子ども及びその保護者を対象に、市内において次の各号に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)のいずれかを行う民間の団体等とする。

- (1) 食事を配布又は宅配により、子ども及びその保護者に提供する事業
- (2) 前号の事業に加えて、子ども及びその保護者に安心安全な居場所又は楽しく遊べる機会を提供する事業

2 補助対象者は、補助対象事業を行うに当たり、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 事業の責任者を配置し、安全に配慮した方法で実施すること。
- (2) 事業の規模に応じて、必要な人員体制を確保すること。
- (3) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制が構築されていること。
- (4) 食事提供の対価として代金を徴収する場合は、本事業の目的等を勘案して、比較的安価な金額で提供できるように努めること。
- (5) 事業を利用する子ども又はその保護者(以下「利用者」という。)から相談を受けた場合は、必要に応じて関係機関につなぐよう努めること。この場合において、虐待が疑われるときその他早急な対応が必要と認められるときは、市に対して連絡すること。
- (6) 利用者のプライバシーの保護及び個人情報の取扱いに十分に留意するとともに、団体構成員及び団体構成員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。
- (7) 営利を目的とする事業でないこと。
- (8) 事故発生時の対応のための保険に加入していること。

(9) 特定の政党若しくは政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行わないこと。

(10) 公序良俗に反する活動を行うものでないこと。

(補助対象期間)

第3条 補助対象事業は、当該年度の4月1日から3月31日までに行われるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に係る経費全般とする。ただし、他の制度による同種の補助の対象となる経費については、補助の対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額と補助対象経費とを比較していずれか低い額を限度とし、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する事業 500千円

(2) 第2条第1項第2号に規定する事業 700千円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付申請の手続は、丹波篠山市補助金等交付規則（平成17年篠山市規則第25号）の定めるところによる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助金を交付することを決定したときは、丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに市長に対し、丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、丹波篠山市子どもの食の応

援事業補助金（変更・廃止）申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したとき（前条の規定により補助事業を廃止したときを含む。）又は交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了日又は終了日から30日以内に、丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該提出された書類の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。ただし、当該額が交付決定を受けた補助金の額と同じときは、当該通知を省略することができる。

2 前項本文に規定する場合において、交付決定を受けた補助金の額が確定した補助金の額を超えるときは、交付決定者は、当該超える額を速やかに市長に返還しなければならない。

（検査）

第12条 交付決定者は、市長が事業の運営、経理等について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

（是正勧告）

第13条 市長は、事業の運営において市、利用者又は第三者への不利益又は不適切な行為となる事実が確認された場合は、交付決定者に対して是正勧告を行うことができる。

（補助の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業を廃止したとき、又は実施しなかったとき。
- (4) 前条の規定による是正勧告に係る措置をとらなかったとき。

（暴力団の排除）

第15条 市長は、丹波篠山市暴力団排除条例（平成24年篠山市条例第24号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に定

める排除措置を講ずるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団又は暴力団密接な関係を有する者

3 市長は、交付決定者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日要綱第27号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月28日要綱第57号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

丹波篠山市長 様

丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付申請書

丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金の交付を受けたいので、丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 実施事業
1. 要綱第2条第1項第1号に規定する事業(補助上限50万円)
  2. 要綱第2条第1項第2号に規定する事業(補助上限70万円)  
(上記のいずれかの番号に○をしてください。)

補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

団体名 \_\_\_\_\_

郵便番号 —

団体所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

担当者名 \_\_\_\_\_

担当者電話番号 — — \_\_\_\_\_

[添付書類]

- 事業計画書
- 事業収支計画書
- スタッフ名簿
- その他

( )

( )

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

所在地（住所）  
団体名  
代表者名

丹波篠山市長 印

丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、次の条件を遵守してください。

- 1 この補助金は、子どもの食の応援事業の実施に要する経費を補助するものです。
- 2 補助事業の実績報告及び収支報告については、事業の完了日又は当該会計年度の終了日から30日以内に提出してください。
- 3 補助金は、補助目的以外には使用できません。
- 4 2又は3の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 5 その他丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

丹波篠山市長 様

所在地（住所）

団体名

代表者名

印

丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金について、下記のとおり丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

丹波篠山市長 様

丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金（変更・廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた丹波篠山市子どもの食の  
応援事業補助金について、次のとおり事業の（変更・廃止）をしたいので、丹波篠山  
市子どもの食の応援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

- 変更後実施事業
1. 要綱第2条第1項第1号に規定する事業（補助上限 50 万円）
  2. 要綱第2条第1項第2号に規定する事業（補助上限 70 万円）  
（上記のいずれかの番号に○をしてください。）

補助金変更交付申請額  
（変更後の総額を記載）

金 円

団 体 名

郵便番号

団体所在地

代 表 者 名 印

担 当 者 名

担当者電話番号

[添付書類]

- 事業計画書（変更後のもの）
- 事業収支計画書（変更後のもの）
- スタッフ名簿（変更後のもの）
- その他  
( )  
( )



様式第5号（第10条関係）

年 月 日

丹波篠山市長 様

所在地（住所）

団体名

代表者名

印

丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金に係る補助事業の実績について、丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり提出します。

記

- |   |             |   |   |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 補助金実績額      | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定額    | 金 | 円 |
| 3 | 補助金返還額      | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類        |   |   |
|   | (1) 事業報告書   |   |   |
|   | (2) 事業収支報告書 |   |   |
|   | (3) その他必要書類 |   |   |

様式第6号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

所在地（住所）  
団体名  
代表者名

丹波篠山市長 印

丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で報告のあった丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金について、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので、丹波篠山市子どもの食の応援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

1	補助金交付確定額	金	円
2	補助金交付済額	金	円
3	補助金精算額	金	円

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)